

共同施設に係る事業の主な要件

〔事業協同組合などが行う事業の主な要件〕

(1) 実施主体

実施主体は、次の組合又は連合会です。

事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会 商工組合、商工組合連合会 商店街振興組合、商店街振興組合連合会 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会
--

(2) 組合員数

組合員の数が4人以上必要です。

なお、アーケード、カラー舗装等の商店街の環境整備に関する施設を整備する事業については、10人以上必要となります。

(3) 中小企業者の割合

組合員の3分の2以上が特定中小事業者等（特定中小事業者、企業組合、協業組合）でなければなりません。

(4) 貸付対象施設

貸付けの対象となる施設は、土地、建物、構築物、設備であって、資産計上されるものです。

〔協業組合又は企業組合が行う事業の主な要件〕

(1) 実施主体

実施主体は、協業組合又は企業組合です。

(2) 組合員数

組合員の数が4人以上必要です。

(3) 中小企業者の割合

協業組合の場合は、組合員の3分の2以上が特定中小事業者でなければなりません。

(4) 貸付対象施設

貸付けの対象となる施設は、土地、建物、構築物、設備であって、資産計上されるものです。